

第 13 回 国家による自由

今回は、積極的権利について考えることにします。特に、資本主義の進展に従って表れてきたさまざまな問題点を、社会国家・福祉国家理念に基づいて解決するために、20 世紀になってようやく認められるようになった人権である社会権を扱います。このうち、生存権（25 条）と教育を受ける権利（26 条）を取り上げ、勤労の権利（27 条）と労働基本権（28 条）については、解説を省略します。また、古典的な受益権（国務請求権）である請願権（16 条）、国家賠償請求権（17 条）、裁判を受ける権利（32 条）、刑事補償請求権（40 条）についても省略します。

今回扱う積極的権利は、第 7 回から第 10 回までで扱った消極的権利（自由権）とは、権利の性質が大きく異なります。どのように異なるのか、しっかりと理解しましょう。

1. 生存権

- ・ 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、続く 2 項では、生存権の具体化について、国に努力義務を課している。
- ・ 生存権の法的性格については、25 条は、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものであるのではなく、国民の生存を確保すべき政治的義務を国家に課しているにすぎないという見解と、25 条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な立法を要求できる法的権利を保障し、そのような立法を行う法的義務を国家に課しているという見解とが対立している。後者はさらに、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、25 条を直接の根拠として立法や行政の不作為の違憲性を裁判で争うことはできないが、生存権を具体化する法律があれば、その法律に基づく裁判の中で 25 条違反を主張できるという見解と、生存権の内容は、行政権を拘束するほどには明確ではないが、立法府を拘束するほどには明確であるので、生存権を具体化する法律がない場合（法律があっても、生存権の具体化が十分になされているとはいえない場合も同様である）には、立法不作為の違憲性を裁判で争うことができるという見解とに分けられる。

○ 朝日訴訟最高裁判決（最大判昭和 42 年 5 月 24 日民集 21 卷 5 号 1043 頁）

肺結核のため国立岡山療養所に入所していた X（朝日茂）は、単身・無収入であったため、生活保護法に基づく生活扶助と医療扶助を受けていたところ、1956（昭和 31）年 8 月以降、実兄から送金を受けることとなった。そこで、津山市社会福祉事務所長は、生活扶助を廃止し、医療扶助を減額する保護変更決定をしたが、これに対して、X は、低い生活扶助基準が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するには足りない違法なものであると主張して、不服申立てを行った。それに対する厚生大臣による却下の裁決について、X は、その取消しを求めた（X は上告したが、判決を待たずに、1964（昭和 39）年 2 月に死亡したので、相続人（X の養子夫妻）が訴訟承継を主張した）。

最高裁判所は、生活保護受給権は一審専属的な権利であり、相続の対象とはならず、X の死亡により訴訟は終了すると判示した。そして、「なお、念のため」として、(1) 日本国憲法 25 条 1 項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的権利を付与したのではなく、(2) 何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかの判断は、厚生大臣の合目的な裁量に任されており、ただし、(3) 現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど、憲法や生活保護法の趣旨・目的に反し、裁量権の逸脱・濫用がある場合には司法審査の対象になるとしたうえで、本件保護基準の設定に厚生大臣の権限の逸脱・濫用はないと述べた。

○ 堀木訴訟最高裁判決（最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁）

全盲の視覚障害者 X（堀木フミ子）は、離別した内縁の夫との間の子を養育していた。X は、1970（昭和 45）年 2 月、Y（兵庫県知事）に対して、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当（母子家庭の子のために母に対して支給する金銭給付）の受給資格についての認定を請求したところ、Y は、X が国民年金法 56 条（当時）に基づく障害福祉年金（障害者に対する無拠出制の年金で、障害基礎年金の前身）を受給していたため、併給調整規定（改正前の児童扶養手当法 4 条 3 項 3 号）により資格がないものとして、これを却下した。そこで、X は、この併給調整規定が日本国憲法 14 条、25 条等に違反し無効であるとして、却下処分取消しなどを求めた。

最高裁判所は、健康で文化的な最低限度の生活の具体的内容は、その時々々の文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、また、生存権の具体化にあたっては、国の財政事情を無視することはできず、複雑多様で高度に専門技術的な考察とそれに基づく政策的判断を必要とすると述べたうえで、生存権の具体化は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用である場合を除き、裁判所の審査の対象とはならないと判示した（X の請求を棄却した）。

2. 教育を受ける権利

- ・ 26 条 1 項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、続く 2 項では、子どもの教育を受ける権利（学習権）に対応するよう、子女に普通教育を受けさせる義務を親権者等に課している。国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。
- ・ 教育を受ける権利に関連して、教育権の所在が議論される。国は、国民の信託を受けて適切な教育政策を樹立・実施する権能を有しており、教育の内容に対して、教育の機会均等の確保と全国的な一定水準の維持のために必要かつ合理的な関与ができるという見解と、子どもの教育に責任を負うのは、親権者及びその負託を受けた教師であり、国は、外的条件の整備のみでしか教育に関与できないという見解とが対立している。

次回は、能動的権利（参政権）について考えます。参政権は、自由権や社会権とは、人権の性質（国家と個人との関係性）が大きく異なります。どのように異なるのでしょうか。
--